

学校感染症による出席停止について

お子さんは、下記の疾患のため、学校保健安全法第19条により出席停止となります。出席停止期間は下記のとおりです。登校する際は、必ず主治医記入の治癒証明書を担任に提出してください。なお、出席停止期間は、欠席扱いになりません。

第二種	インフルエンザ	*発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	*発症後5日、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	*特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹	*解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	*耳下腺等の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風しん	*発疹が消失するまで
	水痘	*すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	*主要症状の消失後2日を経過するまで
	結核	*伝染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	*伝染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他（ ）	*感染の恐れがなくなるまで

※ 出席停止期間は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。

治 癒 証 明 書

常磐高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者は、感染症名（ ）が治癒し登校可能と判断します。

※ 出席停止の期間 月 日 ~ 月 日まで

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印